

国民健康保険  
加入者の皆さんへ

高額療養費支給制度について

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が支給される制度です。(差額ベッド代などの保険診療以外のものや入院時の食事代は除きます。)

▼ 自己負担限度額 (月額)

【70歳未満の場合】医療機関ごとに計算します。(入院と外来、診療科ごとに別計算)

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円+ (医療費-500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯及び所得の申告がない世帯  
 ※2 過去12カ月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

【70歳以上の場合】医療機関の区別なく合算して計算します。

所得区分	外来のみ (個人単位)	入院+外来 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%※
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円 (一定基準以下の場合15,000円)

75歳到達月は上記の限度額が半額になります。

※4回目以降は44,400円

■申請手続／該当する世帯には、診療した月から通常3カ月後に町から申請書を送付します。申請書が届きましたら、領収書と被保険者証等をお持ちの上、住民ほけん課にて申請してください。

高額療養費の申請には領収書が必要になります。確定申告時に医療費控除などで領収書を提出する方は、申告前に住民ほけん課国保年金担当にご連絡ください。

「日本年金機構」が  
1月1日からスタートしました

問合せ／春日部年金事務所 ☎048-737-7510

平成22年1月1日より、社会保険庁に代わり公的年金の運営業務を行う、「日本年金機構」がスタートしました。

社会保険事務所は「年金事務所」へ名称が変わります。

これまでの社会保険事務所は、新たに年金事務所へ名称が変わりますが、年金相談や手続きの窓口として引き続きご利用できます。また、所在地も変更はありません。

日本年金機構設立に伴う手続きをしていただくことはありません。

町民の皆様が、日本年金機構の設立に伴う手続きをしていただくことはありません。

また、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省又は日本年金機構の名義でご案内させていただきます。

日本年金機構は年金制度の信用回復及び更なるサービスの向上を目指します。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行い、年金制度に対する信用回復、サービスの向上及び業務の効率化・公正化を目指します。

また、年金制度は国の制度として、財政や運営に対し、国が引き続き責任を負います。

